

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（規則四 一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。